

# 埼玉県福祉部社会福祉課 総務・社会福祉担当 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

## 1 職務内容

- (1)社会福祉法人に関する事務
- (2)福祉サービス第三者評価に関する事務
- (3)総務・社会福祉担当事務に関する補助(電話対応含む)

## 2 応募資格等

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。  
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

- (1)Word、Excel等を使用したデータ入力・集計、資料作成等の基本的なパソコン操作が可能であること。
- (2)社会福祉に関心を持っており、かつ業務に積極的に従事する意欲があること。
- (3)堅実にスケジュール感をもって業務に取り組めること。
- (4)他の者と協調し、円滑なコミュニケーションを図れること。

## 4 採用予定者数

1人

## 5 勤務条件

- (1)任用期間  
令和7年10月6日から令和7年12月31日まで
- (2)勤務日数・勤務時間  
原則週5日・週29時間

週のうち4日 午前8時30分～午後3時15分(5時間45分)

週のうち1日 午前8時30分～午後3時30分(6時間)

※曜日の割り振りについては応相談

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:154,800～185,800円

(時間額:1,232～1,479円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県福祉部社会福祉課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募について

(1)応募は、令和7年9月22日(月曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、写真を貼付した履歴書・身上書と職務経歴書を提出してください。

(2)履歴書・身上書は、埼玉県ホームページから指定様式をダウンロードしてください。

職務経歴書は、様式の指定はありません。

(3)提出は、郵送又は持参でお願いします。

(4)封筒の表面には「**総務・社会福祉担当 会計年度任用職員応募**」と朱書きし、裏面に御

自分の住所、氏名を明記してください。

(5)簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(6)持参される場合の受付時間は、平日午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで  
です。

(7)応募者多数の場合は、予告なく募集を締め切る場合があります。

## 7 選考方法等について

### (1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

### (2)第二次審査

第一次審査の合格者に対し、面接を行います。

面接は、埼玉県庁舎付近の会場で令和 7 年 9 月下旬に実施することを予定しています。

詳細については、別途連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

### (3)最終合格

令和 7 年 9 月下旬以降に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)

担 当:福祉部社会福祉課 総務・社会福祉担当 島田

電 話:048-830-3221

※電話での問い合わせ時間:午前 9 時から午後 5 時

Eメール:a3270-10@pref.saitama.lg.jp